

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱

	平成21年 5月29日付け21林整計第 83号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成22年 9月24日付け22林整計第130号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成22年11月26日付け22林整計第158号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成23年11月21日付け23林整計第157号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成24年 2月 8日付け23林整計第210号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成24年 4月 2日付け23林整計第368号農林水産事務次官依命通知
一部改正	平成25年 2月27日付け24林整計第199号農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

1 平成23年度補正予算（第3号）に計上された復興木材安定供給等対策

東日本大震災により、東北地方では多くの住宅が被災するとともに、沿岸部を中心として木材加工施設等に壊滅的な被害がもたらされた。

被災地での本格的な復興を早期に図るため、都道府県に交付された森林整備加速化・林業再生事業費補助金により充当された森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、間伐材等の流通円滑化等の事業を実施し、現下の円高状況において、輸入材に対抗できる国産材の生産体制を確立し、復興に必要な木材を全国的に安定供給するとともに、内需振興型産業である林業・木材産業の再生を図ることとする。

2 平成23年度補正予算（第4号）に計上された森林・林業人材育成加速化事業及び平成24年度補正予算（第1号）に計上された強い林業・木材産業構築緊急対策

地域の実情を踏まえた取組により森林・林業の再生に必要な人材育成を加速化させるとともに、地域材の需要拡大と需要動向に応じた機動的な生産体制を構築するため、森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金を都道府県に交付して造成された基金を活用し、地域の事業関係者の合意の下、木造公共施設やバイオマス利活用施設の整備、地域材の新規用途開発及び人材育成等の事業を実施することにより強い林業・木材産業を構築することとする。

第2 国の助成及び基金事業の内容

1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金は、第1の1の趣旨を踏まえ、現下の円高状況において、輸入材に対抗できる効率的な国産材の生産体制を確立し、復興に必要な木材を全国的に安定供給するため平成23年度補正予算（第3号）に計上された復興木材安定供給等対策（以下「復興木材安定供給等対策」という。）の実施に必要な経費として、都道府県の基金に充当されたものとし、基金を財源として事業実施主体（以下「事業主体」という。）が行う事業（以下「基金事業」という。）のメニュー、事業主体、補助率等は別表1のとおりとする。

2 森林整備加速化・林業再生事業費補助金及び森林整備加速化・林業再生整備費補助金は、第1の2の趣旨を踏まえ、森林・林業の再生に必要な人材を育成するため平成23年度補正予算（第4号）で計上された森林・林業人材育成加速化事業（以下「森林・林業人材育成加速化事業」という。）及び地域材の需要拡大と林業事業者等の基盤強化等を図るため平成24年度補正予算（第1号）に計上された強い林業・木材産業構築緊急対策（以下「強い林業・木材産業構築緊急対策」という。）の実施に必要な経費として、都道府県の基金に充当するものとし、基金事業のメニュー、事業者主体、補助率等は、別表2のとおりとする。

なお、強い林業・木材産業構築緊急対策のうち、森林整備加速化・林業再生事業費補助金に係る基金事業のメニューは、別表2の1、5、6、7、8、9及び11とし、森林整備加速化・林業再生整備費補助金に係るメニューは、別表2の2、3、4及び10とする。

第3 事業実施期間

基金事業の実施期間は、以下のとおりとする。

- 1 第2の1の事業にあつては、平成26年度末までとする。
- 2 第2の2の事業のうち、森林・林業人材育成加速化事業にあつては、平成26年度末までとする。また、強い林業・木材産業構築緊急対策にあつては、平成25年度末までとする。ただし、平成25年度中に交付決定又は支出負担行為等がなされた事業にあつて、年度内に事業の終了に至らなかった場合には、平成26年度に限り、その事業の執行を認めるものとする。

第4 事業計画

1 全体事業計画の作成

都道府県知事は、必要に応じて第5で定める地域協議会の意見を聴くとともに、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で、基金事業に係る事業計画（以下「全体事業計画」という。）を第2の1及び2それぞれごとに作成するものとする。

なお、全体事業計画においては、基金事業に係る基本的事項や全体目標、メニューごとの事業費について定めることとし、その内容や様式等については、林野庁長官が別に定めるところによる。

2 全体事業計画の承認

- (1) 都道府県知事は、全体事業計画を林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 林野庁長官等は、(1)により提出された全体事業計画について、目標が適切に設定されているか、基金事業の総合的な実施が目標の達成に資するかどうかを審査し、適切であると認める場合に承認するものとし、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- (3) 内閣府沖縄総合事務局長は、(2)により承認した全体事業計画の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

3 全体事業計画の変更

都道府県知事は、全体事業計画について、林野庁長官が別に定める重要な変更を行う場

合は、林野庁長官が別に定めるところにより、林野庁長官等の承認等を受けるものとする。

4 年度事業計画の作成等

都道府県知事は、各年度の開始前に、必要に応じて第5で定める地域協議会の意見を聴くとともに、地域協議会が作成した事業計画の素案を参考に、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で当該年度の事業計画（以下「年度事業計画」という。）を作成し、林野庁長官等に報告するものとする。

年度事業計画においては、事業種目、事業主体、事業内容、基金事業費、及び個別指標等について定めることとし、その内容や様式については、林野庁長官が別に定めるところによる。

第5 地域協議会

1 復興木材安定供給等対策に係る基金事業の実施に当たって、地域協議会を設置することとし、その内容は以下の（1）から（3）までに定めるとおりとする。

（1）地域協議会は、各地域における基金事業の効果的な実施のため、木材の安定供給体制の確立や林業・木材産業再生に向けた課題解決、間伐材等の供給と需要の調整、基金事業の円滑な実施のための調整等を行うことを目的とする。

（2）地域協議会の構成員は、基金事業を実施する、地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。

（3）地域協議会は、（1）の目的達成のため、地域の実状に応じ、都道府県等の関係機関と連携して以下の業務を行うこととする。

ア 地域の課題解決に向けた事業計画の素案の作成その他の事業実施のための調査

イ 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整

ウ 事業計画の素案の作成及び事業のフォローアップ

エ その他事業実施に当たって必要な業務

2 森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策の実施に当たって、地域協議会を設置することとし、その内容は以下の（1）から（3）までに定めるとおりとする。

（1）地域協議会は、各地域における基金事業の効果的な実施のため、需要に応じた機動的な生産を可能とするための地域関係者の連携や木材の生産・販売計画と需要者の調達予定の調整、価格動向や生産量及び在庫量等の情報整理による機動的な木材生産のための環境整備等を行うことを目的とする。

（2）地域協議会の構成員は、基金事業を実施する、地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。

（3）地域協議会は、（1）の目的達成のため、地域の実状に応じ、都道府県等の関係機関と連携して以下の業務を行うこととする。

ア 原木の安定生産・販売のための事業計画作成

イ 需要開拓調査

ウ 原木の安定的な需給に必要な調査・分析及びコーディネート

エ その他事業実施に当たって必要な業務

3 地域協議会には、必要に応じ部会を設置することができる。

第6 国の助成措置及び都道府県の基金事業の実施

1 国の助成

国は、予算の範囲内において、基金事業の実施に必要な経費として都道府県が行う基金の造成のため、都道府県知事に対して補助金を交付する。

2 都道府県の助成等

都道府県知事は、交付された補助金によって基金を造成し、第2で定める基金事業について、市町村及び事業主体からの申請に基づき、基金を財源として補助事業を行うほか、自ら基金事業を実施できるものとする。

3 補助等の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

4 都道府県が基金を財源として基金事業を実施する場合、基金以外の財源により、事業の上積みができるものとする。

第7 事業実施の報告

都道府県知事は、林野庁長官が別に定めるところにより、基金事業の実施状況及び全体事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第8 事業評価

基金事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする（ただし、別表1のメニューに掲げる1、4及び8、別表2のメニューに掲げる1、5、7、8、9及び11に係る事業は除く。）。

第9 改善措置等

都道府県知事は、年度事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする（ただし、別表1のメニューに掲げる1、4及び8、別表2のメニュー欄に掲げる1、5、7、8、9及び11に係る事業は除く。）。

第10 基金事業の適正な執行の確保等

1 都道府県知事は、事業主体による基金事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、基金事業の効果的かつ適正な推進を図るため、必要に応じて、関係行政機関、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図るなど、基金事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 国は、都道府県知事に対し、基金事業の実施等の基金の運営について、資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

3 国は、基金事業の実施等の基金の運営の適正な執行を確保するため、必要に応じて、実施手続等について関係者以外の者の意見を聴取するものとする。

第11 その他

基金事業の実施等の基金の運営につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

なお、事業の実施に当たっては、各流域ごとに定められた流域林業活性化基本方針や、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るため、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

附則 経過措置等

- 1 森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱の一部改正（平成23年11月21日付け23林整計第157号農林水産事務次官依命通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 2 森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の一部改正（平成25年2月27日付け24林整計第199号農林水産事務次官依命通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度から平成23年度までの間に造成した基金を財源として行うもので平成24年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。

別表 1
復興木材安定供給等対策

メニュー	事業主体	補助率等
<p>1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等</p> <p>(1) 協議会の設立・運営</p> <p>(2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成その他事業実施のための調査</p> <p>(3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整</p> <p>(4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ</p> <p>(5) 地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組</p> <p>(6) その他事業実施に必要な事業</p>	<p>地域協議会、都道府県及び市町村</p>	<p>(1)～(6) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(7) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>2 間伐等</p> <p>間伐等（不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他付帯施設整備）の実施及び森林作業道の整備</p> <p>関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等）</p>	<p>都道府県及び地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に間伐実施主体として定められたもの</p>	<p>(1) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>3 林内路網整備</p>	<p>都道府県及び地域協議会の構成員のうち、市町村、</p>	<p>(1)及び(2) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基</p>

<p>(1) 林業専用道（規格相当）整備 ① 林業専用道（規格相当）整備 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等）</p> <p>(2) 森林作業道整備 ① 森林作業道整備 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等）</p>	<p>森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に実施主体として定められた者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p> <p>(4) メニュー欄の(1)①林業専用道（規格相当）整備については、都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。</p> <p>(5) メニュー欄の(2)①森林作業道整備については、都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとする。</p>
<p>4 森林境界の明確化 (1) 境界明確化に向けた事前調査 (2) 境界明確化現地調査 (3) 間伐等の実施に向けた成果の整理</p>	<p>地域協議会及び都道府県並びに地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)～(3) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(4) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>5 高性能林業機械等の導入</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で林野庁長官が別に定める基準に基づき、都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>6 木材加工流通施設等整備 (1) スtockポイント整備 (2) 間伐材等加工流通施設整備 ① 木材処理加工施設整備 ② 木材集出荷販売施設整備 ③ 森林バイオマス等再利用促進施設整備</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>7 木質バイオマス利用施設等整備 (1) 木質バイオマス加工流通施設等整備 ① 未利用間伐材等活用機材整備 ② 木質バイオマス供給施設整備 (2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>

	P F I 事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの	
8 流通経費支援 間伐材等運搬	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者等の協業体、林業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人（木材流通業を営むものを含む）その他都道府県知事が認めるもので以下のいずれかに該当するもの</p> <p>①被災地域または被災地域に所在する被災工場に原木やチップを供給していた都道府県において、被災工場に出荷していた地域の原木やチップを非被災工場に振り替えて輸送する場合の、輸送費を負担する原木供給者または受入者</p> <p>②被災地域または被災地域に所在する工場に原木を供給しようとする都道府県において、震災により原木確保が困難になった被災地域の非被災工場が他の地域から原木を輸送する場合の、輸送費を負担する原木供給者または受入者</p> <p>③林業事業体等と地域材を利用する法人等が間伐材の安定取引協定を締結して間伐材原木を輸送する場合の、輸送費を負担する者</p> <p>※1 被災地域 震災の林野関係被害において、木材加工・流通施設の被害が発生しており、復旧が完了していない工場がある都道府県</p> <p>※2 被災工場 震災で被害を受けた木材加工・流通施設で復旧が完了していない工場</p> <p>※3 震災 東日本大震災をいう</p>	<p>(1) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>

別表 2
森林・林業人材育成加速化事業及び強い林業・木材産業構築緊急対策

メニュー	事業主体	補助率等
<p>1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等</p> <p>(1) 原木の安定生産・販売のための事業計画作成、需要開拓調査</p> <p>(2) 原木の安定的な需給に必用な調査・分析及びコーディネート</p> <p>(3) その他事業実施に必要な事業</p>	<p>地域協議会、都道府県及び市町村</p>	<p>(1)～(3) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(4) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>2 木材加工流通施設等整備</p> <p>(1) スtockポイント整備</p> <p>(2) 間伐材等加工流通施設整備</p> <p>① 木材処理加工施設整備</p> <p>② 木材集出荷販売施設整備</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>3 木造公共施設等整備</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年9月14日政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するもの</p>	<p>(1) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>4 木質バイオマス利用施設等整備</p> <p>(1) 木質バイオマス加工流通施設等整備</p> <p>① 未利用間伐材等活用機材整備</p> <p>② 木質バイオマス供給施設整備</p> <p>(2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)及び(2) 定額（1/2以内（沖縄県については2/3以内）で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>5 木質バイオマス利活用計画策定</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>

<p>6 木質バイオマスエネルギー導入促進支援</p> <p>(1) 施設整備に対する資金融通</p> <p>(2) 木質バイオマス調達等支援</p>	<p>(1) 都道府県及び地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、P F I 事業者、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>(2) 都道府県及び地域協議会構成員のうち、木質バイオマス協議会及びその構成員たる都道府県、市町村、森林組合、木材加工業者、木質バイオマス需用者等その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき、都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>7 利子助成</p> <p>(1) 間伐材利用促進</p> <p>(2) 農林漁業セーフティネット資金</p>	<p>(1) 都道府県及び地域協議会構成員のうち、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者等の協業体、林業者等の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、林業事業体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人（木材流通業を営むものを含む）その他都道府県知事が認めるもの</p> <p>(2) 農林漁業セーフティネット資金については、林業者等とする</p>	<p>(1)及び(2) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(3) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>8 地域材利用開発</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、住宅生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(2) 指導等事業費については1/2以内</p>
<p>9 森林・林業人材育成加速化事業</p> <p>(1) 地域における森林施業プランナーの緊急育成支援</p> <p>① 研修等の企画委員会等の開催等支援</p> <p>② 森林施業プランナー育成研修の開催支援</p> <p>③ 地域に融合した森林施業プランナーへの個別指導支援</p> <p>(2) 素材生産作業を低コストに行える人材の緊急育成支援</p> <p>① 素材生産に必要な講習等への参加支援</p> <p>② 労働災害防止対策</p> <p>③ 現場管理責任者等としての能力付与のための講習等への参加支援</p> <p>(3) 森林作業道作設オペレーターの育成加速化支援</p> <p>(4) 林業事業体の経営基盤強化に資する人材育成対策</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、都道府県又は都道府県単位を活動範囲とする団体その他都道府県知事が認めるもの</p>	<p>(1)～(4) 定額（10/10以内で林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）</p> <p>(5) 指導等事業費については1/2以内</p>

<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の市場動向等に機動的に対応できる人材育成 ② 地域の実状に応じた人材育成プログラムの構築等 		
<p>1 0 森林病虫獣害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 森林病虫害防除（被害木の伐倒、破砕、搬出集積、薬剤散布等・処理、樹幹注入等） (2) 広葉樹林等の再生（地拵え、植栽等） (3) 鳥獣害防止施設等整備（鳥獣害を防止するための防護柵、トタン巻、テープ巻、植生保護管、わな等） (4) 森林作業道整備 (5) 関連条件整備活動（対象森林の調査及び森林所有者の同意取付等） 	<p>都道府県及び地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業公社、森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)～(5) 定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。） (6) 指導等事業費については1/2以内
<p>1 1 地域材新規用途導入促進支援</p>	<p>都道府県及び地域協議会構成員のうち、住宅生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、民間事業者その他都道府県知事が認めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定額（10/10以内で都道府県知事が定めるものとする。） (2) 指導等事業費については1/2以内